

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 6 月 3 日

月 曜 日

第 3625 号

目 次

告 示	
○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度	1
○家畜伝染病の発生	2
○指定障害福祉サービス事業者の指定	3
公安委員会告示	
○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正	
公 告	
○平成25年度第 1 回登録販売者試験の実施	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	6
監査委員公告	
○監査の結果の公表	7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第271号

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成25年 6 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

単 位 区 域 名	保 安 林 の 種 類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.62
黒 部 川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.34

片 貝 川	水源かん養保安林	267	28
	土砂流出防備保安林	428	18
早 月 川	水源かん養保安林	219	70
	土砂流出防備保安林	231	64
常 願 寺 川	水源かん養保安林	390	58
	土砂流出防備保安林	553	88
神 通 川	水源かん養保安林	667	26
	土砂流出防備保安林	510	90
大 沢 野 町 伏 木	干害防備保安林	5	92
庄 川	水源かん養保安林	286	36
	土砂流出防備保安林	1,026	20
城 端 地 区	水源かん養保安林	172	08
	土砂流出防備保安林	51	36
小 矢 部	水源かん養保安林	374	14
	土砂流出防備保安林	48	74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	14	96
	土砂流出防備保安林	3	54
計	水源かん養保安林	2,858	32
	土砂流出防備保安林	4,233	40
	干害防備保安林	5	92
合 計		7,097	64

富山県告示第272号

家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成25年 6 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

家畜伝染病の 種類	家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数	発生区域	発生年月日
結核病	牛	疑似患畜	1頭	南砺市	平成25年5月23日

富山県告示第273号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成25年6月3日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	平成25年6月1日	1611900273	特定非営利活動法人プラスワン	射水市黒河新4920番地1	えみふる	射水市黒河新4920番地1

富山県公安委員会告示69号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成25年6月3日から施行する。

平成25年6月3日

富山県公安委員会

委員長 高 橋 卓 朗

別表第3 追越しのための右側部分のみだし通行の禁止

高岡市小矢部市の項第1号を次のように改める。

1	一般国道 8 号	高岡市柴野内島 846 西高岡駅口交差点から 小矢部市安楽寺2458-1 俱利伽羅トンネル北東側入口まで	15,260	終日		
---	----------	---	--------	----	--	--

別表第 8(1) 車両の駐車禁止

砺波市の項第 6 号を次のように改める。

6	市道 停車場中央 町線 駅前病院線 駅前広上町 線	砺波市中央町 1-11 藤井孝雄方前 同 表町 1-44 となみ観光交通前まで	470	終日		
---	--	--	-----	----	--	--

砺波市の項第 7 号を次のように改める。

7	市道 停車場広上 町線	砺波市表町 1-44 となみ観光交通前 同 表町 9-1 吉田印刷所前まで	80	終日		
---	-------------------	--	----	----	--	--

~~~~~  
公 告  
~~~~~

平成 25 年度第 1 回登録販売者試験の実施

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 4 第 1 項の規定により、平成 25 年度第 1 回登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 159 条の 4 第 2 項の規定により公示する。

平成 25 年 6 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成 25 年 9 月 4 日（水） 午後 0 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 試験の場所

富山市友杉 1682 番地 富山産業展示館（テクノホール）

2 試験方法

筆記試験

3 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - (2) 主な医薬品とその作用
 - (3) 人体の働きと医薬品
 - (4) 薬事に関する法規と制度
 - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 受験手続き

(1) 受験願書の配布場所

平成25年6月3日（月）から7月12日（金）まで、富山県厚生部くすり政策課並びに富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。（日曜日及び土曜日を除く。）

また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

平成25年6月28日（金）から7月12日（金）までに、郵送により指定窓口へ提出すること。

(3) 提出書類

- ア 登録販売者試験受験願書
- イ 受験資格を有することを証する書類
- ウ 写真

(4) 受験手数料

15,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を登録販売者試験受験願書に貼付すること。）

5 合格発表

平成25年10月18日（金）午前9時に、富山県庁正面掲示板、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

6 問い合わせ先

詳細については、富山県のホームページを閲覧すること。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年6月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ガイナシティ上市 中新川郡上市町正印244番 ほか52筆

2 店舗を設置する者 株式会社グリーンステージ ほか

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社グリーンステージ 代表取締役 藤谷 智風 富山市二口町
4丁目7番地14 ほか

(変更後) 株式会社グリーンステージ 代表取締役 藤谷 和彦 富山市二口町
4丁目7番地14 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 中川 伊正 石川県金沢
市高柳町13字1番地1 ほか3

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井 昭造 石川県金沢
市鞍月4丁目133番地 ほか3

4 変更の日 平成24年3月7日 ほか

5 変更の理由 建物設置者の代表者並びに小売業者の代表者及び住所が変更となったため

6 届出の日 平成25年5月24日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年6月3日から平成25年10月3日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 25 年 6 月 3 日

富山県監査委員 坂 野 裕 一
富山県監査委員 渡 辺 守 人
富山県監査委員 酒 井 三 郎
富山県監査委員 桶 屋 泰 三

1 監査対象箇所

監 査 年 月 日

厚生部	保 育 専 門 学 院	平成 25 年 4 月 18 日
同	砺 波 学 園	平成 25 年 4 月 26 日
同	高 志 学 園	平成 25 年 4 月 25 日
教育委員会	桜 井 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 25 日
同	魚 津 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 16 日
同	魚 津 工 業 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 16 日
同	八 尾 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 15 日
同	富 山 西 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 15 日
同	高 岡 工 芸 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 22 日
同	高 岡 商 業 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 22 日
同	伏 木 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 26 日
同	氷 見 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 11 日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
教育委員会	石 動 高 等 学 校	平成25年 4 月 26 日
同	と な み 野 高 等 学 校	平成25年 4 月 26 日
同	高 志 支 援 学 校	平成25年 4 月 25 日
同	ふ る さ と 支 援 学 校	平成25年 4 月 18 日
同	高 岡 支 援 学 校	平成25年 4 月 22 日
公安委員会	魚 津 警 察 署	平成25年 4 月 16 日
同	氷 見 警 察 署	平成25年 4 月 11 日
同	小 矢 部 警 察 署	平成25年 4 月 25 日

2 監査対象年度

平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 職員手当の支給に誤りがあった。
- イ 資金前渡金の取扱いに適正を欠くものがあった。